

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、松井田支所住民福祉課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録、印鑑登録証明書及びその他印鑑登録に係る事務に利用する。	
記録項目	1 登録番号、2 登録日、3 廃止日、4 廃止事由、5 登録印影、6 氏名、7 旧氏、8 生年月日、9 住所、10 併記名	
記録範囲	印鑑登録者	
記録情報の収集方法	印鑑登録申請書により	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有 ☒ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 安中市総務部行政課文書法規係	
	(所在地) 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	☐ 有 ☒ 無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード管理簿	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、松井田支所住民福祉課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード発行に係る事務に利用する。	
記録項目	1 番号、2 住基カード、3 氏名、4 生年月日、5 年齢、6 郵便番号、7 住所、8 個人番号カード受領年月日、9 交付前設定結果、10 交付案内通知発送日、11 処理結果、12 交付又は廃棄年月日	
記録範囲	マイナンバーカード発行者	
記録情報の収集方法	カード発行一覧表により	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有 ☒ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 安中市総務部行政課文書法規係	
	(所在地) 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍簿
保有する行政機関の名称	安中市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、松井田支所住民福祉課市民係
個人情報ファイルの利用目的	国民の身分関係を登録及び公証する戸籍事務を執行するため
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 出生の年月日、4 戸籍に入った原因及び年月日、5 実父母の氏名及び実父母との続柄、6 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7 夫婦については、夫または妻である旨、8 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9 戸籍法施行規則第30条1号から第6号に掲げる事項、10 編成日、11 性別、12 住所、13 住定日、14 在外選挙登録地、15 住民票コード、16 民刑事項、17 身分関係、18 人口動態調査の調査事項
記録範囲	安中市に本籍を定める者及び安中市に戸籍届出を行った者
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求もしくは嘱託、証書もしくは航海日誌の謄本又は裁判によるもの、他市からの通知、検察庁からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	☒ 有（法務省戸籍副本データ管理センター、前橋地方法務局高崎支局、前橋地方検察庁、富岡保健福祉事務所、関東信越国税局） ☐ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 安中市総務部行政課文書法規係
	（所在地） 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	☒有 1 から 9 までのファイル記録項目の内容については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定により、訂正の申請もしくは請求ができる。 証明書の交付について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）による被害者の証明書については、交付を制限する場合がある。 ☐無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課、松井田支所住民福祉課市民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳事務に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 旧氏、3 生年月日、4 性別、5 世帯主、6 続柄、7 住所、8 本籍、9 筆頭者、10 前住所、11 備考、12 転出等	
記録範囲	住民登録者	
記録情報の収集方法	住民異動届により	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（行政課） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 安中市総務部行政課文書法規係	
	（所在地） 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	☒ 有 住民票等の交付について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による被害者の証明書については、交付を制限する場合がある。 ☐ 無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号

	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	